

委員会提出議案第3号

「請願第3号 学校周辺や通学路の安全安心を確保するために防犯カメラの設置を求める請願書」に対する附帯決議

地方自治法第109条第6項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成29年3月24日

岩倉市議会議長 須藤 智子 殿

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 黒川 武

「請願第3号 学校周辺や通学路の安全安心を確保するために防犯カメラの設置を求める請願書」に対する附帯決議

この請願については、平成29年3月7日に厚生・文教常任委員会に付託され、3月23日に審査を行い、採択したところであるが、学校周辺や通学路への防犯カメラの設置については、関係者の協議、防犯カメラの設置及び運用の適正化が必要であるので、執行機関においては、下記の事項について、特段の配慮をすべきである。

記

- 1 請願項目については、岩倉市小中学校PTA連合会、学校関係者、関係行政区及び江南警察署との協議の場を設けること。
- 2 防犯カメラの設置及び運用に関する条例等を制定すること。

以上、決議する。

平成29年3月24日

岩倉市議会